

**令和5年4月1日付け宮崎県教育委員会事務局等組織改正
に伴う規則及び訓令の改正等について**

1 目的

令和5年4月1日付け教育庁等組織改正を行うにあたり、関係規則及び訓令の改正等を行う。

2 主な組織改正の内容（規則、訓令の改正等を要するもの）

- (1) 国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務を知事部局に移管
- (2) 競技力向上推進室の廃止
- (3) 教育研修センター総務課及び教育支援課の分掌事務の変更

3 上記により改正等を行う規則及び訓令

- (1) 国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則 ※新設
- (2) 競技力向上推進室設置規程 ※廃止
- (3) 宮崎県教育研修センター管理規則 ※改正

4 施行期日

令和5年4月1日

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務委任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）に基づく教育委員会の権限に属する事務の委任について定めるものとする。

(事務の委任)

第2条 教育委員会は、規則によりその権限に属する国民体育大会及び国民スポーツ大会に係る競技力向上の推進に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を宮崎県総合政策部長（以下「総合政策部長」という。）に委任する。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定による議会に付議する議案作成についての知事からの意見聴取に対する意見の申出に関する事務

(2) 練習環境等の整備に関する事務

(委任の留保)

第3条 教育委員会は、前条の規定により委任した事務について、特に必要があると認めるときは、自らその事務を行うことができる。
(重要事項の処理)

第4条 総合政策部長は、第2条の規定により委任された事務が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事務の処理について、事前に教育委員会に協議をしなければならぬ。

(1) 特に重要と認められるもの

(2) 紛議があるもの又は処理の結果紛議の生ずるおそれがあるもの

(報告)

第5条 総合政策部長は、第2条の規定により委任された事務の処理状況について教育委員会が了知しておく必要があると認められるもの

を、随時、教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

競技力向上推進室設置規程を廃止する訓令をここに公表する。

令和5年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会訓令第 号

本 庁

各出先機関

各教育機関

競技力向上推進室設置規程を廃止する訓令

競技力向上推進室設置規程（令和4年宮崎県教育委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 学校における教育の情報化の支援に関すること。</u></p> <p><u>(7) 教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p>学習研修課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p>学習研修課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>教育支援課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 学校における教育の情報化の支援に関すること。</u></p> <p><u>(6) 教育情報通信ネットワークの管理及び運営に関すること。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

